Arisawa mfg.co.,ltd.

最終更新日:2015年6月30日 株式会社 有沢製作所

代表取締役社長 有沢 悠太

問合せ先:総務部 早津 裕司 Tel:025-524-5124

証券コード:5208

http://www.arisawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は持続的な成長による企業価値の向上と、社会的信頼を得るため、企業統治体制を確立し、経営の効率化と経営の公正性の確保、積極的な情報開示による透明性の向上に努めております。

経営の効率化においては、精度の高い情報の収集、スピーディーな意思決定と業務執行のために、少数精鋭による管理形態を目指し取締役の人数を必要最低限にとどめながら、社外取締役、社外監査役の出席する取締役会による意思決定のもと、迅速な業務執行をおこなうため執行役員制度を導入しております。

経営の公正性においては、内部統制体制の整備に関する基本方針に従い、コンプライアンス確保のため体制及び制度の整備を図っております。また、透明性の向上のために、IR活動等を通じて株主及び一般投資家とのコミュニケーションを図るとともに、可能な限り積極的かつスピーディーな情報公開活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率更新

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,634,600	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,858,900	5.23
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166	4.14
株式会社八十二銀行	1,000,930	2.82
有限会社有沢建興	834,338	2.35
有沢栄一	629,046	1.77
株式会社第四銀行	628,903	1.77
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	605,382	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱電機株式会社口)	530,636	1.49
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	490,600	1.38

 支配株主(親会社を除く)の有無
 ――

 親会社の有無
 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <mark>更新</mark>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

正夕	氏名			会社との関係(※)											
氏名	周 江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k			
後藤 克誓	他の会社の出身者														
高下 悦仁郎	他の会社の出身者								Δ						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 克誓	0		会社経営のみならず証券業等に豊富な経験を もち、高い見識と人格は社外取締役として適任 であります。 なお、当社との利害関係はまったく無く、同氏 は独立役員として一般株主との利益相反のお それはないと判断しております。
高下 悦仁郎	0	当社取締役就任前には三菱化学株式 会社の取締役を平成19年6月より2年務 められており、会社経営の経験者として人 格・見識が高く社外取締役として適任であ ります。	当社と高下氏が従前に在籍していた三菱化学株式会社は主要な取引先でなく、既に退任していることから、同氏は独立役員として一般株主との利益相反のおそれはないと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査計画を聴取したうえ、監査実施の都度の結果把握、意見交換を行い緊密な連携を図るとともに往査に立ち会う等、会計監査人の監査の方法と結果についてその相当性を監査しております。 監査役は内部監査部門から定期的に業務監査等の内部監査結果の報告をうけ意見交換を行う等、双方の連携を図ると共に、内部監査部門は 監査の質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

	氏名	会社との関係(※)													
Д-1		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m	
斉藤 明雄	他の会社の出身者							Δ							
田中 信也	他の会社の出身者							Δ							

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在·最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「A」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斉藤 明雄		株式会社八十二銀行は、当社の主要な取引銀行であります。 当社監査役就任前には、同行の執行役 員として平成22年6月より2年務められて おります。	現在、株式会社八十二銀行の常勤監査役であり、会社役員としての経験から人格・見識が高く社外監査役として適任であります。
田中 信也		株式会社第四銀行は、当社の主要な取引銀行であります。 当社監査役就任前には、同行の執行役員として平成22年6月より4年務められて	現在、株式会社第四銀行の常勤監査役であり、会社役員としての経験から人格・見識が高く社外監査役として適任であります。

おります。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストック・オプション制度は業績向上へのインセンティブを高めるための有効な手段として認識しており、取締役の役職及び業績への貢献度を勘 案し付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストック・オプション制度は業績向上へのインセンティブを高めるための有効な手段として認識しており、当社執行役員、当社定款に定める顧問、 資格規程第3条に定める係長以上の役職者及びチームリーダー以上の職位の者ならびに関係会社の取締役及び役職者に対して各人の役職及 び業績への貢献度を勘案し付与数を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。

- 事業報告及び有価証券報告書では、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。
- 平成27年3月期における取締役に対する取締役報酬は次のとおりであります。
- ■社内取締役に支払った報酬 180, 335千円
- ・社外取締役に支払った報酬 6,120千円
- (注)上記には、平成26年6月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては総務部総務グループが担当しております。なお、監査役の職務を補助すべき使用人については専任を設けず、監査役の要請に基づき、監査目的に必要な知識・経験等を勘案し必要に応じてその都度、補助すべき使用人を指名することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行にあたっては、毎月の定例及び臨時取締役会で決定される経営方針や経営計画の迅速な執行と管理のため、最高経営責任者以下執行役員10名、合計11名で構成される執行役員会を設置し、効率的かつ迅速な経営推進に努めております。

各執行役員は、毎月の定例及び臨時取締役会の他、毎月開催される執行役員会の承認をうけ、所管業務の立案・推進を行い、職務分掌規程等に従い効率的かつ迅速な職務執行に努めております。

内部監査部門は、他職制に属しない独立した内部監査室として専任者2名を配置し、定期監査と必要に応じた随時監査を実施しております。定 期監査については社内規程に基づき期毎に監査計画を立案し、最高経営責任者の決裁を経て実施しており、監査結果は関係先へ示達され、具 体的助言、勧告を行うとともに、監査役への報告ならびに意見交換を行っております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人に所属する江島智、塚田一誠、大島伸一の3氏であります。監査業務に係る補助者の構成は監査法人の選定基準にもとづき決定され、具体的には公認会計士11名、その他8名により構成されております。

内部監査部門による監査結果及び会計監査人による監査業務の内容は監査役会に報告され、監査役の監査業務において認識を共有することにより、監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置会社として、監査役会は監査役会規程に基づき原則月1回開催しております。各監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は執行役員会等に出席すると共に取締役の職務執行や内部統制の整備・運用状況等について適切な提言・助言を行うことにより、厳正な監視を行っております。また、外部的視点から社外取締役2名と社外監査役2名を選任しており、それぞれ法令、財務、会計、企業統治について中立的、客観的な見地から経営監視の役割を担い、経営の監視機能において十分に機能するものと考えております。なお、取締役会の議決権を持つ社外取締役の後藤克誓、高下悦仁郎の両氏を当社の独立役員に指定しております。

州株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	招集通知を、発送日の当日に当社ホームページhttp://www.arisawa.co.jp/に、掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期、本決算発表後)、決算並びに経営戦略についての説明を 実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の機関投資家を訪問の上、決算並びに経営戦略についての説 明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書等のIR資料につきましては、当社ホームページ http://www.arisawa.co.jp/に、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRにつきましては次の部門が担当しております。 IR担当部門 経営企画部 IR担当者 上席執行役員 増田 竹史	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境保全活動の一環として環境報告書を作成し、当社ホームページ http://www.arisawa.co.jp/で開示しております。

W内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社では、グループ全体を網羅する「グループ企業行動指針」を定め、その指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに沿って文書管理規程を制定し、適切な保存・管理する体制を構築する。

3. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうほか、関係会社管理規程を制定し、その定めに沿って取締役会議事録及び重要事項の報告を義務づける体制を確保する。

4. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、個々のリスクに応じた管理規程を制定し、その規程を遵守することによりリスクの 軽減化を図る体制を確保する。

5. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備する他、グループ共通の会計管理システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保する。

6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、監査目的に必要な知識・経験等を勘案して使用人を配置する。また、配置さ れた補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効 性を確保する。

7. 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役に報告する体制を確保する。また、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱を禁止した内部通報制度を継続する。

8. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または 債務を処理する。また、監査役が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

9. その他当社監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社監査役は定期的に子会社の取締役から報告を受けると共に、子会社の監査役より報告を受ける等、随時連携し企業集団における適正な監査を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社子会社では、「グループ企業行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを、コンプライアンス・マニュアルに行動指針及び行動規範として定めるとともに、内部統制制度の定めに従い規程違反の防止のための社内報告体制の整備、内部監査体制の拡充により、反社会的勢力を排除しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更調

会社の支配に関する基本方針は次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

これに基づき、当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とした経営方針により顧客満足度の向上、新製品開発のスピードアップ、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、会社の株主価値を高めていくことを目指しております。

2. 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

このためには買付者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます。)を策定し、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会でご承認いただいております。

本ルールに基づいて、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付を行う者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)が本ルールを遵守しない場合及び当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。 (本ルールの詳細につきましては当社のウエブサイト(http://www.arisawa.co.jp/)をご参照ください。)

3. 上記の取組みが、基本方針に従い、当社の企業価値及び株主の共同の利益を損なうものでなく、かつ、役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。

このような買付が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付者から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくこととが最善の方策と考えており、本ルールでは次のように定めております。

(1) 株主の皆様の直接決議による判断

本ルールは、買付者が本ルールを遵守しない場合等を除き、買付者による買付提案の受け入れの可否について、株主の皆様に直接判断いただくものであります。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

(2) 取締役会判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しておりますとともに、有効期間を約2年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

したがいまして、当社取締役会は、この「会社の支配に関する基本方針」が当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、 株主の皆様の利益を損なうものではないと考えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報の適時開示に関する体制

- (1) 当社は、取締役会で決定される経営方針や戦略の、迅速な執行と管理のため、最高経営責任者の下に執行役員会を設置し、効率的かつ迅速な経営推進に努めると共に、会社情報の適時開示に則した体制を整備しております。
- (2) 情報の開示については、担当執行役員と経営企画部を中心としたIR体制を整備し、法令遵守の徹底と投資者への適時、適切な会社情報の開示に努力しております。
- 2. 適時開示に係る報告体制

公表資料等での開示事項の報告要請及び連結会計情報の把握は、経理部が所轄し、提出が必要な情報を把握・管理し、情報の遅延・欠落を防止する体制を整えております。

3. 監査体制

社内体制及び開示体制の維持・運用については、内部監査室が監査を行い、結果は最高経営責任者及び監査役に報告し、問題の発生を未然に防止する措置を講じております。

4. 適時開示に係る報告手続

会社情報の開示にあたっては、担当執行役員の指示により総務部及び経営企画部が公表資料を作成し、執行役員会の協議、取締役会の承認を経て、経営企画部と担当執行役員が発表を行っております。

